

概要版

第2期 奄美市地域福祉計画 (再犯防止推進計画)

2026年度(令和8年度) ▶ 2030年度(令和12年度)



令和8年3月
鹿児島県奄美市

計画の概要

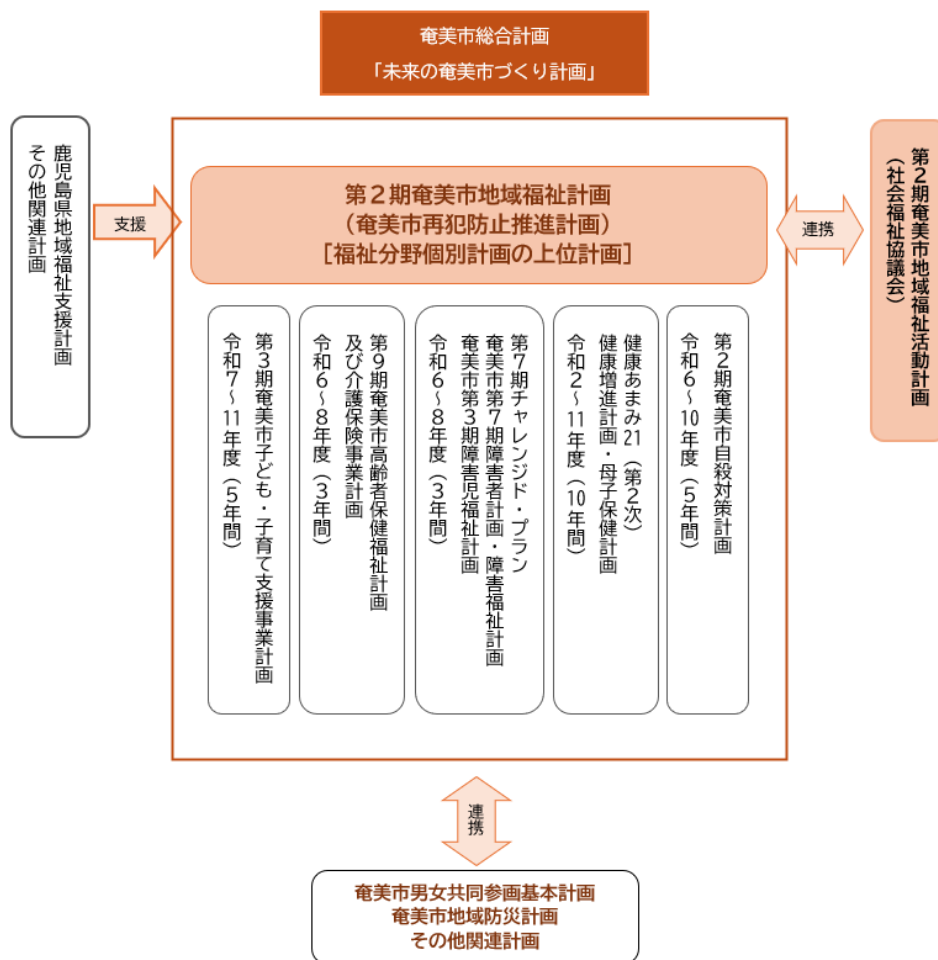
地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、住民に最も身近な市町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得ながら、地域のさまざまな生活課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを示す計画です。

●計画策定の目的

「奄美市地域福祉計画」は、高齢者福祉、児童福祉・子育て支援、障害者福祉等、福祉分野における行政計画の上位計画となるものであり、地域住民主体のまちづくりや幅広い地域住民の参加を基本として、本市における保健・福祉分野の全体的な方向性を定めるものとしています。

本市では、令和3年3月に、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「第1期奄美市地域福祉計画」を策定し、地域共生社会の実現に向け、取り組みを推進してきました。

今回計画期間が終了することに伴い、近年の地域福祉を取り巻く状況や国・県の動向を踏まえ、地域福祉の推進及び地域共生社会の実現を目指すために、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする「第2期奄美市地域福祉計画」を策定するものです。



●計画の期間

本計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、経済、社会、地域の状況の変化に対応するため、中間年度である令和10年度に中間評価を行います。

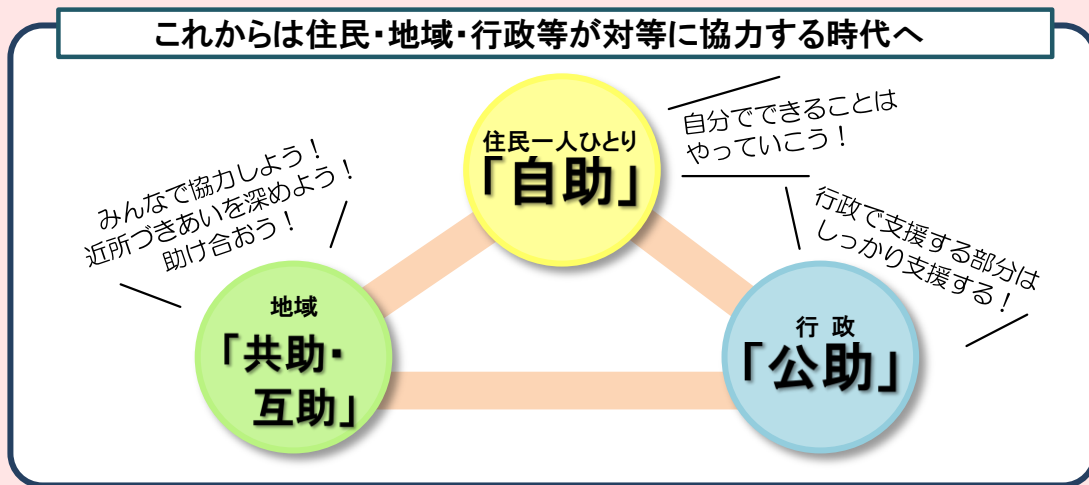
そのほか、社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて、関係各課、関係機関へ確認を行い、見直しを行います。

地域福祉計画とは

地域福祉計画は、少子高齢化や家族の形の変化、地域のつながりの変化など、社会の変化を踏まえながら、高齢者、障害のある人、子ども、生活に不安や困りごとを抱える人など、すべての市民が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちの実現を目指すものです。

行政だけではなく、関係機関、地域の団体、事業者、市民一人ひとりが、それぞれの立場で役割を担い、力を合わせて支え合う地域づくりを進めるとともに、さまざまな困りごとに対応できるよう、分野を超えて連携し、必要な支援が途切れることのない体制づくりを進めます。

また、誰もが孤立することなく安心して地域で暮らし続けられるよう、生活の困りごと、孤立、虐待、再犯防止などの課題にも向き合い、関係する分野と連携しながら、支援の充実を図ることで、地域福祉計画を計画的に進めていきます。



★自助とは……個人や家族による支え合い・助け合い(自分でできることは自分です)

★共助・互助とは…地域社会における相互扶助(隣近所や友人、知人とお互いに支え合い、助け合う)
地域活動や地域ボランティア、社会福祉法人などによる支え

(「地域ぐるみ」で福祉活動に参加し、地域全体で支え合い、助け合う)

★公助とは……公的な制度としての保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づくサービス

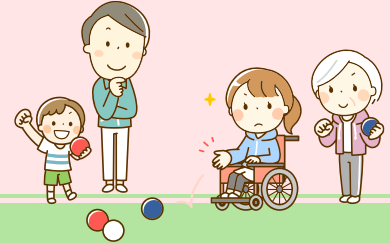
地域福祉計画の基本理念

「みんなで支え、みんなで育む、しあわせな暮らし」を合言葉に、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指し、地域福祉を推進します。

みんなで支え、
みんなで育む、
しあわせな暮らし

基本目標1 人と人がつながり、支え合う、地域づくり

地域住民が日常の中でお互いを気にかけて、助け合い、支え合う地域社会を実現するため、自治会や民生委員、関係団体など多様な主体が連携しながら、誰もが孤立することなく安心して暮らせる地域づくりを進めます。また、住民同士が支え合う仕組みづくり、つながる環境づくりを推進します。



① 地域住民等が集う場・拠点づくり

住民一人ひとりの取り組み

- 地域生活課題を地域で協力して解決できるよう、日頃から地域住民同士の顔の見える関係づくりに努めましょう。
- ふれあいサロンや子育てサロン、子ども食堂など、交流の場に参加しましょう。
- 隣近所で見守り合い、支え合う意識を持ちましょう。
- 地域で困っている人や孤立している人に対して、相談にのれるような関係づくりを進めましょう。

地域団体・関係機関等の取り組み

- 子どもから高齢者、地域の方々が集える居場所づくりに取り組みましょう。
- 地域で実施されているボランティア活動を住民へ広く周知し、住民が参加しやすいよう工夫に努めましょう。
- 誰もが参加しやすい活動や行事を企画し、地域における交流の機会を充実させましょう。
- 見守り活動・安否確認等、各種相談や必要なものについて行政へつなげていきましょう。

市の取り組み

- 地域住民が自ら課題解決に向けた取り組みができるよう支援します。
- 地域における見守り活動のネットワークづくりを支援します。
- 世代や属性を問わない地域における居場所づくりを推進します。

② 誰もが活躍できる機会の創出

住民一人ひとりの取り組み

- 日頃から、互いに交流したり、つながりを持つよう心がけましょう。
- 地域福祉の考え方を通して、互いにつながりを持つことで認め合い、支え合う関係を育みましょう。
- 地域活動やクラブ活動、ボランティアに参加しましょう。
- 幅広い世代が交流する機会や場所を作りましょう。

地域団体・関係機関等の取り組み

- 障害者や高齢者だけでなく誰もが安心して働き続けられる、労働条件や職場環境などを整備しましょう。
- 行政や他の団体等と連携し、地域の課題解決に取り組みましょう。
- 地域の各種団体と連携しながら自治会や青年団の育成強化に努めましょう。

市の取り組み

- 障害の有無に関係なく、誰もが参加できる場・機会づくりに向け、意識づくりや受け入れ環境の整備を進めます。
- 子どもの居場所づくりや学習支援の場を整備するとともに、子ども・若者や子育て世帯を支援する活動を展開します。
- 地域社会とつながりが少ない人が参加できる就労体験やボランティア体験の機会、人と交流できる機会を創出し、継続的に支援します。

基本目標2 福祉教育の推進と地域福祉を進める担い手の育成

市民一人ひとりの福祉に対する理解や関心を深めることを目的とした福祉教育を推進するとともに、地域福祉活動を支える人材の育成に取り組みます。学校、地域、関係団体が連携し、思いやりや支え合いの心を育むとともに、地域で活躍する担い手が継続的に生まれる環境づくりを進めます。

① 地域福祉活動に関する情報の発信

住民一人ひとりの取り組み

- 自分が暮らす地域に目を向け、関心のある地域活動に参加してみましょう。
- 子どもの頃から福祉に目を向けられるよう、地域や家庭内でのきっかけづくりに取り組みましょう。

地域団体・関係機関等の取り組み

- ホームページ、新聞等による普及啓発を図りましょう。
- 福祉に関する研修や講座を企画し、誰もが参加しやすい運営に努めましょう。

市の取り組み

- 福祉に関する啓発、情報発信、学びの機会の提供を行います。
- 地域活動への参加に関する市民の理解の促進に努めます。

② 市民活動・ボランティアへの参加の促進

住民一人ひとりの取り組み

- 地域のボランティア活動に気軽に参加してみましょう。
- ボランティア活動等について関心を持ち、情報収集に努めましょう。



地域団体・関係機関等の取り組み

- ボランティア養成講座を開催するとともに、ボランティア活動や地域活動に関する情報を発信しましょう。
- 地域で実施されているボランティア活動を広く周知し、誰もが参加しやすいよう工夫に努めましょう。

市の取り組み

- 地域に暮らす誰もが地域活動に参加しやすい・参加したくなるような環境整備に努めるとともに、支え合いの活動を推進します。
- ボランティア団体などの活動に関する情報を周知し、各種団体の活動を促進するための支援に努めます。

③ 地域福祉を担う人材の発掘・育成

住民一人ひとりの取り組み

- 一人ひとりが地域の担い手として、できることから始めてみましょう。
- 認知症サポーター養成講座等の人材育成のための講座や研修に参加しましょう。

地域団体・関係機関等の取り組み

- 行政と連携し、福祉を支える人材を育成しましょう。
- 広域的な福祉教育の実施に努めましょう。

市の取り組み

- 次代を担う新たな支え手の発掘と育成に取り組みます。
- 社会福祉協議会や地域の組織・団体と連携し、地域福祉活動を担うリーダーの育成を図ります。

基本目標3 包括的な支援の体制づくり

高齢者、障害者、子ども、子育て世帯、生活困窮者など、複合化・複雑化する生活課題に対して、関係機関等と連携を図りながら、分野や制度ごとに分かれた支援をつなぎ、包括的な相談支援体制の強化や相談窓口の充実を図るとともに、必要な支援が適切なタイミングで届く仕組みづくりを進めます。

① 相談支援体制・情報提供の充実

住民一人ひとりの取り組み

- 地域に困りごとを抱えている人がいないか、見守り合い、声をかけ合いましょう。
- 自分が聞いた困りごとへの対応が難しい時は、自治会、民生委員・児童委員や市、社会福祉協議会などにつなげましょう。

地域団体・関係機関等の取り組み

- 地域における情報共有の場や機会づくりを支援しましょう。
- 支えが必要な人の情報取得やコミュニケーションを支援しましょう。

市の取り組み

- 庁内・関係機関の連携を深め、住民からのあらゆる相談に総合的に対応できる体制づくりを進めます。
- 住民が困ったときに、相談しやすい環境づくりを推進します。

② 権利擁護等の推進

住民一人ひとりの取り組み

- 誰もが自分らしく生きることができるよう、地域や学校、職場において、多様な生き方についての理解を深めましょう。
- 虐待やDVに気づくことができるよう、人権に関する知識を深め、虐待等が疑われる場合は、関係機関へ相談しましょう。

地域団体・関係機関等の取り組み

- 成年後見制度や権利擁護等の普及・啓発と利用促進を図りましょう。
- 虐待やDVの防止に関する情報や相談窓口に関する情報を住民に提供しましょう。

市の取り組み

- 各種の情報媒体を活用し、市民、医療、福祉関係者等に対する権利擁護全般や成年後見制度に関する広報を進めます。
- 多様な生き方を尊重し、市民が個性や能力を發揮できる環境づくりや意識啓発を行います。
- 関係機関と連携し、虐待やDVの防止に取り組みます。

③ 支援を必要とする人への取り組みの推進

住民一人ひとりの取り組み

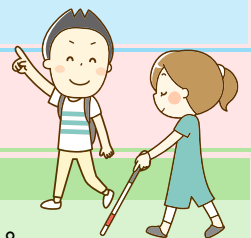
- 近隣で気になる世帯がある場合は、その情報を民生委員・児童委員や行政につなぎましょう。
- 自分や家族だけで悩みを抱えずに、市の相談窓口や社会福祉協議会等に相談しましょう。
- 顔見知りを増やし、声かけできる関係をつくりましょう。 ○要援護者の把握に努めましょう。

地域団体・関係機関等の取り組み

- 地域の声を拾い、課題の早期発見や対応方法の検討に努めましょう。
- 専門機関と関係機関で協働・連携し、複雑化・複合化した課題を抱える方の支援を行いましょう。

市の取り組み

- 関係機関との連携を密にし、市全体の相談支援体制を強化します。
- 住民の複雑化・複合化した課題に対応するために、様々な分野との連携の強化を図ります。



基本目標4 安全で安心な地域づくり

地域で安心して暮らすことができるために、日頃から声を掛け合い、困ったときに「気づいてもらえる」「相談できる」よう、見守りや支え合いを大切にしながら、平常時から災害時まで切れ目のない支援と、住民や関係機関による災害時の避難体制の強化に努めます。

また、立ち直ろうとする人が地域で孤立せず、福祉分野だけではなく、就労・住居・教育等の複数の分野が連携し、再犯防止対策として、地域全体で支え合い、見守ることで、安全で安心な地域づくりに取り組みます。

① 地域力・防災力を高める取り組みと感染症対策の推進



住民一人ひとりの取り組み

- 家族や友人、近所の人と避難する場所について話し合っておきましょう。
- 日頃から自主的な備えや避難行動の確認を行い、避難訓練や地域防災活動に参加しましょう。
- 地域において、災害時に支援が必要な人と、支援をする人を把握し、普段からいざという時には助け合える関係を築きましょう。
- 必要物資の備蓄や災害の情報収集を行いましょう。

地域団体・関係機関等の取り組み

- 災害時に備え、行政や地域の組織・団体との連携を強化しましょう。
- 災害時に備えたボランティアの養成や災害時におけるボランティアの活動を支援しましょう。
- 実態把握業務などを通して、要援護者の把握に努めましょう。
- 感染症対策の相談・指導・情報提供の実施に努めましょう。

市の取り組み

- 避難行動要支援者名簿の作成や提供、情報の更新を行います。
- 地域や関係機関と避難行動要支援者についての情報を共有します。
- 災害時における地域の避難体制の充実・強化を図るため、「住民参加型」の自主防災活動を支援するとともに、避難所施設・設備整備を行います。
- 防災に関する各種の教材やマニュアルの作成、社会教育、防災サポーターの養成等を通じて、防災知識の普及と防災に携わる人材育成を図ります。
- 外国語にも対応したハザードマップの周知と更新を行います。

② すべての人にやさしい地域づくり

住民一人ひとりの取り組み

- 年齢や性別、障害の有無等に関わらず、お互いの自分らしい生き方や考え方を尊重し合い、支え合いましょう。
- 支援が必要な人に対する声かけや手助けを行いましょう。

地域団体・関係機関等の取り組み

- 市と連携して、住民のさまざまな悩みごとや困りごとの相談を受け付けましょう。
- ウェブアクセシビリティに対応したホームページを運営し、情報のバリアフリー化を図りましょう。
- ジェンダー平等意識向上の啓発を行いましょう。

市の取り組み

- さまざまな立場の人が、互いに支え合いながら、幸せに暮らす権利を守ります。

③ 再犯防止における取り組みの推進

住民一人ひとりの取り組み

- 更生保護への理解を深めましょう。
- 地域に気がかりな人がいたら、声をかけたり、行政や専門機関に相談しましょう。
- “社会を明るくする運動”を通して犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの立ち直りについて理解を深めましょう。

地域団体・関係機関等の取り組み

- 再犯防止推進啓発月間である7月に、社会を明るくする運動を広報し、再犯防止について広く市民に広め、理解の促進を図りましょう。
- 連携強化を図るため、情報交換や意見交換を実施する連絡会へ参加しましょう。

市の取り組み

- 相談や各種支援の充実を図ります。
- 関係機関・団体との連携を図ります。
- 本計画概要を全戸配布することで、再犯防止について広く市民に広めます。



再犯防止推進計画

● 計画の位置づけ

平成 28 年 12 月の再犯の防止等の推進に関する法律(以下、再犯防止推進法という)の施行に伴い、本市でも安全で安心して暮らせる社会を実現するため、再犯防止施策の推進に取り組みます。

この計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める再犯防止推進計画として策定します。また、第2期奄美市地域福祉計画の「安全で安心な地域づくり」を目指すものとします。

● 計画の理念

犯罪をした者等の中には、貧困、疾病、障害等、様々な生きづらさを抱えた者がいること、そのような者が再び罪を犯すことなく地域で安定した生活を送るためには、国、地方公共団体及び民間団体が一丸となって息の長い支援を実施する必要があります。

再犯防止には、本人だけでなく、周囲の人々の理解と協力、更生保護に関わる団体や福祉団体との連携が重要です。

民間協力者の活動を支援し、犯罪や非行からの立ち直りに関する理解を深める取組を進めていきます。

● 計画期間

令和8年度から令和 12 年度までの5年間とします。



Check!

第2期奄美市地域福祉計画【概要版】 発行年月 令和8年3月

編集・発行 奄美市 福祉政策課
〒894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町25-8
TEL : 0997-52-1111 (代表)

○ 計画書のデータはこちら ○